

景観形成基準チェックシート（ハウステンボス周辺地区）

届 出 者	
行為を行う場所	

項目		景観形成基準	配慮の有無	配慮事項 「有り」の場合はその内容を記入 「無し」の場合はその理由を記入
建築物 ・ 工作物	形態・ 意匠	【周辺ゾーン、沿道ゾーン】		
		中高層建築物（高さ10mを超えるもの）は、ヨーロッパ風のまちなみを感じられる形態・意匠となるよう配慮する。		
		低層建築物（高さ10m以下のもの）は、周辺のまちなみや景観に調和した形態・意匠となるよう配慮する。		
		擁壁は素材や色彩の工夫や緑化を行うなど、周辺との調和が図れるよう修景に努める。		
		太陽光パネルを地上に設置する場合は、太陽光パネルを地上に設置する場合は、沿道や観光拠点から見えなよう植栽等により遮蔽するように努める。		
		【ハウステンボスゾーン、ワッセナーゾーン】		
		周辺のまちなみや環境との調和に配慮した形態・意匠とする。		
		海への眺望や背景となる山なみの稜線への眺望に配慮する。		
		周辺環境との調和が図れる高さ・規模となるよう配慮する。		
		擁壁は素材や色彩の工夫や緑化を行うなど、周辺との調和が図れるよう修景に努める。		
		太陽光パネルを地上に設置する場合は、太陽光パネルを地上に設置する場合は、沿道や観光拠点から見えなよう植栽等により遮蔽するように努める。		
	色彩	【周辺ゾーン】		
		中高層建築物は、ハウステンボスとの調和を図るために、レンガなどがイメージできる色彩（推奨色：色相R～5YRで、彩度4～6かつ明度4～6）を使用するように努める。		
		中高層建築物の色は、マンセル値により、色相R～5YRまでは彩度6以下（彩度3を超え6以下、かつ、明度6を超えるものを除く）、色相5YRを超え5Yまでは、彩度3以下、その他の色彩の場合は彩度1以下とする。		
		低層建築物の色は、マンセル値により、色相R～5YRまでは彩度6以下（彩度4を超え6以下、かつ、明度6を超えるものを除く）、色相5YRを超え5Yまでは、彩度4以下、その他の色彩の場合は彩度2以下とする。		
		使用する色数はできる限り少なくするよう努める。		
		工作物の色彩は、マンセル値により、色相R～5Yの場合、彩度3以下、その他の色彩の場合、彩度1以下とする。		
		太陽光パネルの色彩は、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度で、反射が少なく模様が目立たないものに努める。		

項目		景観形成基準	配慮の有無	配慮事項 「有り」の場合はその内容を記入 「無し」の場合はその理由を記入
建築物・工作物	色彩	【沿道ゾーン】		
		中高層建築物は、ハウステンボスとの調和を図るために、レンガなどがイメージできる色彩（推奨色：色相R～5YRで、彩度4～6かつ明度4～6）を使用するように努める。		
		中高層建築物の色は、マンセル値により、色相R～5YRまでは彩度6以下（彩度3を超え6以下、かつ、明度6を超えるものを除く）、色相5YRを超え5Yまでは、彩度3以下、その他の色彩の場合は彩度1以下とする。		
		低層建築物は、ハウステンボスとの調和を図るために、レンガなどがイメージできる色彩（推奨色：色相R～5YRで、彩度4～6かつ明度4～6）を使用するように努める。		
		低層建築物の色は、マンセル値により、色相R～5YRまでは彩度6以下（彩度4を超え6以下、かつ、明度6を超えるものを除く）、色相5YRを超え5Yまでは、彩度4以下、その他の色彩の場合は彩度2以下とする。		
		工作物の色彩は、マンセル値により、色相R～5Yの場合、彩度3以下、その他の色彩の場合、彩度1以下とする。		
		太陽光パネルの色彩は、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度で、反射が少なく模様が目立たないものに努める。		
		【ハウステンボスゾーン、ワッセナーゾーン】		
		建築物や工作物の色彩は、マンセル値により、色相R～5Yの場合、彩度3以下、その他の色彩の場合、彩度1以下とする。		
		太陽光パネルの色彩は、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度で、反射が少なく模様が目立たないものに努める。		
	建築設備等	建築設備等は屋上への大規模な設備等の設置は避け、できる限り公共空間及び観光拠点から見えない場所に設ける。見える場所に設ける場合は、木壁や植栽による遮蔽や、屋根や外壁と同一の色調とするなど、建築物と調和し目立たないよう工夫する。		
		配管やダクト等は、壁面に露出しないように配慮する。外部に露出する場合は、壁面と同一の色調とするなど、建築物と調和し目立たないよう工夫する。		
	外構	敷地内は可能な限り緑化をするなど、周辺環境との調和に配慮する。		
		建築物と一体となった擁壁や架台は、建物と同一の素材とするなど、周辺との調和に努める。		
		前面道路に面する部分の舗装は、前面道路の仕上げに合わせるなど、周辺との調和に努める。		
		敷地境界に塀や柵等を設ける場合は、生垣や透過性のあるフェンスと植栽を組み合わせるなど、開放的でゆとりある空間の創出に努める。		
		公共の場から見える場所への物品の集積は避ける。集積する場合は、植栽で覆うなど修景に努める。		
	付属施設	倉庫やごみ置場等の付属施設は、できる限り前面道路から見えない場所に設ける。見える場所に設ける場合は、木壁や植栽による遮蔽や、建築物と同様の素材や意匠による修景を行うなど、周辺景観との調和に配慮する。		
	駐車場	駐車場はできる限り前面道路から見えない場所に設ける。見える場所に設ける場合は、緑化を行う若しくは意匠に配慮するなど、周辺環境との調和に配慮する。		
	夜間景観	【周辺ゾーン、沿道ゾーン】		
		観光拠点の夜間景観を引き立たせるため、ネオンやサーチライト等、過度な照明は避け、間接照明を利用するなど、落ち着いた夜間景観に配慮する。		

項目		景観形成基準	配慮の有無	配慮事項 「有り」の場合はその内容を記入 「無し」の場合はその理由を記入
開発行為		掘削若しくは盛土の規模はできるだけ少なくするとともに、のり面の整正はできるだけ土羽によるものとする。		
		のり面が生じる場合は、緑化措置（芝、低木又は中高木の植栽）を講じるなど、周辺景観との調和に配慮する。		
		擁壁等の構造物を設ける場合は、必要最小限とするとともに、素材や色彩の工夫、石積み等や緑化措置を講じるなど、周辺景観との調和に配慮する。		
土地の開墾、 土石の採取、 鉱物の採取 その他の 土地の形質の変更		掘削若しくは盛土の規模はできる限り少なくするとともに、のり面の整正はできるだけ土羽によるものとする。		
		のり面が生じる場合は、緑化措置（芝、低木又は中高木の植栽）を講じるなど、周辺景観との調和に配慮する。		
		擁壁等の構造物を設ける場合は、必要最小限とするとともに、素材や色彩の工夫、石積み等や緑化措置を講じるなど、周辺景観との調和に配慮する。		
		公共空間からの眺望や周辺景観に配慮した措置を講じる。		
		跡地の整正を行うとともに、緑化措置を講じるなど、周辺景観との調和に配慮する。		
		道路舗装は、できる限り既存の材質、色彩に合わせた新設、改修等を行うものとする。		
木竹の植栽 又は伐採		木竹の伐採の規模はできるだけ少なくするとともに、周辺景観への影響に配慮すること。		
		植樹する場合は周辺の樹種と合わせるなど、周辺環境と調和したものとする。		
		伐採を行った場合は緑化措置（従前の植生区分に従った植栽）を講じるなど、その周辺景観が良好に維持できるよう措置を講じる。		
屋外における 土石、廃棄物、 再生資源 その他の物件の 堆積		集積、堆積は直接見えないようにするなど、公共空間からの眺望に配慮した位置や高さとする。		
		物件は整然と集積、堆積するよう努め、必要に応じてその周囲に植栽を行うなど、修景に努める。		
水面の埋立て、 干拓		護岸等の整備にあたっては、素材や色彩の工夫、緑化措置を講じるなど、周辺景観との調和に配慮する。		
特定照明	ライトアップ・イルミネーション	【周辺ゾーン、沿道ゾーン】		
		点滅するもの、過度に発光するものや動きのある照明(回転灯、サーチライト、レーザーなど)等の機器は、使用しない。		
		周辺の住環境や交通環境等に対して光害とならないように配慮する。		
		過度でない明るさとする。		
		【ハウステンボスゾーン、ワッセナーゾーン】		
		周辺の住環境や交通環境等に対して光害とならないように配慮する。		
		光の向き・漏れを考慮し、周辺へ影響がないように配慮する。		
	ライトアップ	【周辺ゾーン、沿道ゾーン】		
		間接照明を利用するなど、落ち着いた夜間景観に配慮する。		
		光の向き・漏れを考慮する。		
		特定の対象物を照射し、空間への照射はしない。		
		【ハウステンボスゾーン、ワッセナーゾーン】		
		周辺の住環境や交通環境等に対して光害とならないように配慮する。		
		光の向き・漏れを考慮し、周辺へ影響がないように配慮する。		